

「広島県議会議員の政治倫理に関する条例」を遵守するよう求める要望書

「県民の奉仕者たる県議会議員の政治活動は、県民からの信頼と負託に基づくものであり、議員が、自らを律する厳しい政治倫理を実践することによってのみ、公正かつ健全な政治の実現が可能になる。」これは平成 19 年に制定された「広島県議会議員の政治倫理に関する条例」の冒頭の一文です。昨年の参院選広島県選挙区を巡る大規模買収事件で、県内選出の河井克行衆院議員と河井あんり参院議員が公選法違反（買収、事前運動）の罪で起訴されました。まさにカネで票を買う行為であり、民主主義の根幹を揺るがす前代未聞の事件です。

一方、現金を受け取ったとされる地元政治家は 40 名にのぼり、そのうち 13 名が現職県議会議員とされており、公の場で事実関係を認めた議員もいれば、いまだに説明を拒む議員もいます。政治倫理条例には、議員は公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。道義的な批判を受けるような寄附を受けないことが明記されており、「政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明らかにしなければならない。」としています。疑惑を指摘されながら、このまま説明さえも拒み続けたならば、まさに自ら制定した条例に対する違反行為であり、県政に対する不信感はますます増大するものと言わざるを得ません。また県議会はそれらの議員を擁護していると批判が集中することにもなりかねません。被買収者は刑事処分が見送られるとの報道がありますが、政治家による現金の受け取りが事実なら、政治的道義的責任を免れることはできないと考えます。

中本隆志県議会議員長におかれましては、該当の議員一人ひとりに対し、まずは十分な説明責任を果たすよう求めていますよう要望するとともに、広島県議会として、政治倫理に関する問題に積極的に対応する姿勢を示していただきますよう要望します。

令和 2 年 7 月 20 日

広島県議会議員長 中本隆志様

公明党広島県議会議員団

団長 栗原俊二